

論点に対する回答

分野	地方公共団体への公金納付のデジタル化（フォローアップ）
省庁名	デジタル庁、総務省
<p>事業者が地方公共団体へ納付する「公金」は、地方公共団体ごとにバラバラな納入告知書や納入通知書を用いた金融機関窓口での納付により行われている現状があり、デジタル技術を活用した改善が求められている。</p> <p>第2回共通課題対策WG（令和4年11月10日開催）での議論を踏まえ、同年12月の規制改革推進に関する中間答申では、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>デジタル庁及び総務省は、各種公金に係る法令を所管する関係府省庁との連絡会議を令和4年中に立ち上げ、公金収納に係る「地方公共団体共通の仕組みの構築」として、eL T A Xの活用を含めた検討を行い、必要な立法措置及びその施行に係るスケジュールも含めた方針を令和4年度末までに決定する。（略）また、納付手続の効率化や利便性向上の観点から、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、公金納付者がいずれの地方公共団体に対しても「地方公共団体共通の仕組み」によりオンラインで納付することができるよう、地方公共団体における当該仕組みの活用を促すことについて関係府省庁と協力して検討し、結論を得る。</p> <p>【令和4年度末までに結論を得る、結論を得た論点は可能なものから順次措置】</p> </div> <p>が決定された。</p> <p>上記を受け、デジタル庁及び総務省において、関係府省庁との連絡会議を立ち上げ、種々検討を進めていると承知しているところ、斯かる連絡会議での議論等も踏まえ、次の論点に御回答いただきたい。</p> <p>【論点1】 これまでの取組及び検討状況について</p> <p>（1） これまでのWGにおける収納の効率化・電子化等、数次の議論を踏まえたデジタル庁及び総務省における問題意識をお示しいただきたい。</p> <p>（2）（1）及び上記中間答申等を踏まえたデジタル庁及び総務省におけるこれまでの取組及びその検討結果についてお示しいただきたい。</p>	

【回答 1】

地方公共団体の公金収納事務については、書面・対面をベースとした非効率・高コストな業務が多いと指摘されているところであり、地方公共団体のDXの推進・電子的な収納率の向上を図ることにより、地方公共団体及び指定金融機関等における事務を効率化・合理化していくとともに、住民・民間事業者の公金納付の利便性を向上させることが重要であると考えています。

このような観点から、デジタル庁及び総務省においては、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）や規制改革推進に関する中間答申（令和4年12月22日規制改革推進会議決定）に基づき、令和4年12月に関係府省庁との連絡会議（以下「連絡会議」という。）を立ち上げ、先月末に「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の方針」（以下「方針」という。）を決定したところです。

本方針においては、令和8年9月には地方税統一 QR コードを活用して eLTAX を通じた公金収納を開始することを目指し、民間事業者や地方公共団体の意見を聞きながら、

- ① 地方公共団体が公金の収納に eLTAX を活用できるようにするための関係法令の規定の整備を行うこと等の取組を進めていくこと
- ② 住民や民間事業者がいずれの地方公共団体に対しても eLTAX を活用して公金の納付を行うことができるようにすること
- ③ 地方公共団体による公金収納への eLTAX の活用を促進するための必要な取組を行うこと

等を検討することとされており、今後、関係府省庁や地方税共同機構、金融機関等の関係機関、地方公共団体、経済関係団体等と連携・協力を図って取組を進めていくこととしています。

【論点2】事業者の自由な手続選択について

公金を納付する事業者が、手続の手法（窓口納付 or オンライン）を選択可能とすることは、円滑な経済活動の実現の観点からも極めて重要と考えられる。本件に関連する論点に対して、前回の第2回共通課題対策WGにおいて、下記のとおり御回答いただいたところであるが、受け手の地方公共団体からの意見だけでなく、利用者である事業者からの意見も踏まえて検討を進める必要がある。以上に対するこれまでの取組をお示しいただきたい。

●第2回共通課題対策WGにおける「論点に対する回答」の一部抜粋

【論点1—④】

（略）また、手続きの手法（窓口 or オンライン）を選択できるのは「公金を納付する事業者側」であるべきであり、地方公共団体ごとにその運用が異なることにより、地方公共団体によって異なる手続を強いられるような状況は好ましくないと考えるが、見解如何。

【回答1—①～④】

（略）地方公共団体の公金については、その種類や収納額の規模が様々であり、地方公共団体から費用対効果も考慮すべきであるといった意見が寄せられていることも踏まえると、地方公共団体において、直ちに全ての公金についてeLTAXを経由して収納することとするのは、かえって地方公共団体の効率的な行財政運営の支障になりかねないことから（※）、まずは、地方公共団体がeLTAXを経由した公金収納を行うことができる環境を整備し、その導入を地方公共団体に促してまいりたい。

※ 例えば、以下の公金を納付する場合は挙げられる。

- ① 実地において使用の都度納付する公金
例：公民館や図書館等において納付する複写機の使用料
- ② 他の制度により収納事務や納付事務を私人に委託することが合理的である公金
例：博物館・美術館等の窓口において納付する入館料
- ③ 納付件数が少数である公金
例：恩給証明事務手数料、採石業者登録手数料

【回答2】

規制改革推進会議投資等ワーキング・グループ（第8回）（令和3年2月16日）及びデジタル基盤ワーキング・グループ（第1回）（令和4年2月9日）における一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人日本経済団体連合会等の御意見も踏まえて方針を決定したところであり、本方針では、民間事業者や地方公共団体の意見を聞きながら、住民や民間事業者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して公金の納付を行うことができるようにするための取組等について検討することとされています。

デジタル庁及び総務省においては、本方針に基づき、eLTAXを活用した公金収納を導入するに当たって費用対効果も考慮すべき等の地方公共団体の意見にも十分に留意しつつ、経済団体、金融機関、地方公共団体等の意見も聞きながら、検討を進めているところです。

【論点3】 所要の法令上の措置について

地方公共団体ごとに異なる手続を強いるのではなく、「地方公共団体を問わず、全ての地方公共団体」において、事業者の判断で同一の手続を選択可能とするべく所要の法令上の措置を講じることも考えられるが、見解如何^{参考事例1、2}。「自治体戦略2040構想研究会 第二次報告」にて、「自治体の情報システムや申請様式の標準化・共通化を実効的に進めるためには、新たな法律が必要となるのではないか」との指摘がなされていることも踏まえて御回答いただきたい。

【参考事例1】

令和4年6月の実施計画において、「介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減」のため、「介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。（令和4年6月7日「規制改革実施計画」p.25）

【参考事例2】

令和4年12月の中間答申において、「保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減」のため、「国が定める標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とするべく、法令上の措置を講ずる」こと及び「全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向け、法令上の措置を講ずる」ことを求めたところである。（令和4年6月7日「規制改革推進に関する中間答申」p.20）

【回答3】

上記回答に記載のとおり、方針においては、規制改革推進会議における議論も踏まえて、地方公共団体が公金の収納にeLTAXを活用できるようにすることや、住民や民間事業者がいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用して公金の納付を行うことができるようにするための取組について検討することとされており、今後は、本方針に基づき、民間事業者や地方公共団体の意見を聞きながら、地方自治法、地方税法その他の公金の収入に係る関係法令について所要の措置を行う方向で検討を進めてまいりたいと考えています。

なお、御指摘の報告に記載の「新たな法律」については、既に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）が施行されており、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（※）の処理に係るものについて、標準化の取組が進められているところです。

※ 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

【論点4】今後の取組内容及び工程について

- (1) 上記連絡会議における検討結果等を踏まえ、令和5年度以降から取組むべき事項、その際の懸念点及び今後の具体的工程についてお示しいただきたい。
- (2) 上記論点4(1)の取組によって目指すべき姿について、金銭的コスト・時間的コストの面から費用対効果をお示しいただきたい。

【回答4】

(1) 今後は、本方針に基づき、民間事業者や地方公共団体の意見を聞きながら、法令改正等の措置の具体化に向けた検討を進め、令和5年度上期に実施方針を決定し、令和6年通常国会において所要の立法措置を講ずることを目指してまいります。

併せて、eTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、eTAXの次期更改時期とされた令和8年9月にはeTAXを活用した公金収納を開始することを目指してまいります。

なお、公金については、法令に基づくものが670以上あり、それ以外に条例に基づくものもあることから、eTAXを活用した公金収納の実現に向けては、公金ごとに優先順位を付けて取り組んでいく必要があります。

また、地方税共同機構や地方公共団体においては、eTAXのシステム改修や公金システムの改修が必要となるものであり、特に、公金の性質上、全国的に共通の取扱いとする必要があるものについては、全ての地方公共団体において公金システムの改修を行う必要があることから、その対象となる公金や開始時期については、地方公共団体の意見も丁寧に聞きながら検討していく必要があるものと考えています。

(2) 地方公共団体の公金収納事務については、書面・対面をベースとした非効率・高コストな業務が多いと指摘されているところ、公金収納にeTAXを活用し、電子的な収納率を向上させることにより、当該事務の効率化・合

理化が図られ、地方公共団体及び指定金融機関等の事務負担が軽減されることが期待されます。

御指摘の費用対効果については、公金の性質、件数、金額等によって異なることから、現時点では、一概に定量的に示すことはできませんが、eLTAXを活用した公金収納を導入するに当たって、地方税共同機構や地方公共団体においては、eLTAXのシステム改修や公金システムの改修が必要となる一方で、これを導入することにより、上記のとおり地方公共団体及び指定金融機関等の事務負担が軽減されることが期待される所であり、方針に基づく取組については、こうしたeLTAX活用に係るメリットを地方公共団体に示しながら進めてまいりたいと考えています。